

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年7月26日(2007.7.26)

【公表番号】特表2007-501097(P2007-501097A)

【公表日】平成19年1月25日(2007.1.25)

【年通号数】公開・登録公報2007-003

【出願番号】特願2006-533505(P2006-533505)

【国際特許分類】

A 47 G 27/02 (2006.01)

C 08 G 18/28 (2006.01)

【F I】

A 47 G 27/02 109

C 08 G 18/28

【手続補正書】

【提出日】平成19年5月25日(2007.5.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ポリイソシアネート、活性水素含有化合物及び第一ポリオールと植物油とのポリオール反応生成物のポリウレタン反応生成物のカーペットバッキングであって、ポリオール反応生成物中の未反応植物油の量が50重量%よりも少なく、そして更にカーペットバッキングのタフト結合が4.5kg (ASTM D1335) よりも大きいカーペットバッキング。

【請求項2】

カーペットバッキングのタフト結合が5.0kg (ASTM D1335) よりも大きい請求項1に記載のカーペットバッキング。

【請求項3】

カーペットバッキングのタフト結合が6.8kg (ASTM D1335) よりも大きい請求項2に記載のカーペットバッキング。

【請求項4】

カーペットバッキングのタフト結合が9.0kg (ASTM D1335) よりも大きい請求項3に記載のカーペットバッキング。

【請求項5】

ポリオール反応生成物が重量平均分子量が800よりも小さいポリオール20重量部以下から誘導される請求項1に記載のカーペットバッキング。

【請求項6】

重量平均分子量が800よりも小さいポリオールがスクロース、グリセリン、ジプロピレングリコール及びこれらのブレンドである請求項5に記載のカーペットバッキング。

【請求項7】

植物油がバーム油、サフラワー油、カノラ油、大豆油、綿実油及び菜種油から選択される請求項1に記載のカーペットバッキング。

【請求項8】

植物油が大豆油である請求項7に記載のカーペットバッキング。

【請求項9】

植物油がブローされている請求項1に記載のカーペットバッキング。

【請求項10】

プローン植物油がプローンパーム油、プローンサフラー油、プローンカノラ油、プローン大豆油、プローン綿実油及びプローン菜種油から選択される請求項9に記載のカーペットバッキング。

【請求項11】

プローン植物油がプローン大豆油である請求項10に記載のカーペットバッキング。

【請求項12】

ポリイソシアネート、活性水素含有化合物及び第一ポリオールと植物油とのポリオール反応生成物のポリウレタン反応生成物を含んでなる住宅用又は商業用カーペットに使用するカーペットバッキングであって、ポリオール反応生成物が、50重量%よりも少ない未反応植物油を含み、そして更に、ポリオール反応生成物が、重量平均分子量が800よりも小さいポリオール20重量部以下から誘導され、そして更に、カーペットバッキングのタフト結合が4.5kg (ASTM D1335)よりも大きいカーペットバッキング。

【請求項13】

カーペットバッキングのタフト結合が5.0kg (ASTM D1335)よりも大きい請求項12に記載のカーペットバッキング。

【請求項14】

カーペットバッキングのタフト結合が6.8kg (ASTM D1335)よりも大きい請求項13に記載のカーペットバッキング。

【請求項15】

カーペットバッキングのタフト結合が9.0kg (ASTM D1335)よりも大きい請求項14に記載のカーペットバッキング。

【請求項16】

カーペットバッキングがプレコート、ラミネート又は発泡被覆である請求項12に記載のカーペットバッキング。

【請求項17】

ポリオール反応生成物中の未反応植物油の量が34重量%よりも少ない請求項12に記載のカーペットバッキング。

【請求項18】

植物油がパーム油、サフラー油、カノラ油、大豆油、綿実油及び菜種油から選択される請求項12に記載のカーペットバッキング。

【請求項19】

植物油が大豆油である請求項18に記載のカーペットバッキング。

【請求項20】

植物油がブローされている請求項18に記載のカーペットバッキング。

【請求項21】

200重量部以下の充填材を更に含む請求項12に記載のカーペットバッキング。

【請求項22】

請求項1に記載のカーペットバッキングを含む住宅用又は商業用カーペット。

【請求項23】

請求項12に記載のカーペットバッキングを含む住宅用又は商業用カーペット。